

化学物質に関する法改正の動き

(一社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当: 和光純薬工業株式会社 岩田 勉)

化学物質に関する法律で平成23年5月から平成23年8月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅していません。詳細は、必ず官報又は当該法律を所管する省庁ホームページ等でご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)関係

(1) 新規化学物質の届出に係るスクリーニング評価実施について

厚生労働省・経済産業省・環境省からのお知らせ(平成23年5月24日付)により、本年4月1日の化審法改正を受け、新規化学物質については、化審法第4条第1項あるいは同法第5条第8項の規定に基づく判定に加えて、有害性情報及び製造等予定数量と用途からのばく露情報を用いて優先評価化学物質にあたるのかどうかを審査し、その結果を届出者に連絡することといたしました旨のお知らせがありました。

【環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index/h230524.pdf>】

(2) 「白物質」の名称公示

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第10号(平成23年7月29日付)により、化審法第4条第1項第5号に該当するものであると判断された新規化学物質の名称(いわゆる白物質)が公示されました。

(通し番号6134～6299)(166品目)

【製品評価技術基盤機構ホームページ

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/shiro20110729.pdf>】

2. 労働安全衛生法関係

(1) 新規化学物質の名称の公表

厚生労働省告示第201号(平成23年6月27日付)により、労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき「届出があった新規化学物質」についてその名称が公表されました。

(通し番号19811～20106)(296品目)

【安全衛生情報センターホームページ

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-1/hor1-111-1-2.pdf>】

(2) 3-クロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロ-1-プロペンによる労働災害防止について

厚生労働省通達(基安化発0727第1号、平成23年7月27日付)により3-クロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロ-1-プロペン(PFAC)の取り扱いに当たっては、労働者のばく露防止対策を確実に講じさせることが重要であり、下記の事項の周知の要請がありました。

① 関係労働者に対するPFACによる健康障害のリスクの周知

② 局所排気装置等の設置

③ 保護具の着用

④ 異常発生時の措置

【安全衛生情報センターホームページ

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-52/hor1-52-49-1-0.htm>】

3. 水質汚濁防止法関係

水質汚濁防止法の一部を改正する法律(法律第71号・平成23年6月22日付)

・ 有害物質を貯蔵する施設等の設置者に対しての規定が追加されました。

① 有害物質の貯蔵施設等に対する届出対象施

設の拡大

②有害物質の貯蔵施設等に対する構造等の基準遵守義務の創設等

③有害物質の貯蔵施設等に対する定期点検の義務の創設

・ 施行期日 公布の日から1年を超えない範囲内において施行されます。

【環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13573>】

4. 食品衛生法関係

(1) 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(食安発0628第1号、平成23年6月28日付)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第76号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成23年厚生労働省告示第203号)が公布され、これにより食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。)の一部が改正されました。

①省令関係

食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、2,3-ジエチル-5-メチルピラジン、2-(3-フェニルプロピル)ピリジン及び5-メチル-6,7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジンが省令別表第1に追加されました。

②告示関係

・ 法第11条第1項の規定に基づき、農薬インダノファン、ゾキサミド、トリフルスフロメチル及びメチオカルブについて、食品中の残留基準が設定されました。

・ 法第11条第1項の規定に基づき、飼料添加物エフロトマイシン及び動物用医薬品セファレキシンについて、食品中の残留基準が設定されました。

・ 法第11条第1項の規定に基づき、2,3-ジエチル-5-メチルピラジン、2-(3-フェニルプロピル)ピリジン及び5-メチル-6,7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジンの使用基準及び成分規格が設定されました。

③施行・適用期日

・ 省令関係 平成23年6月28日

・ 告示関係 平成23年6月28日(一部平成23年12月28日)

【日本食品化学研究振興財団ホームページ

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/ab440e922b7f68e2492565a700176026/c448c9ec1e5fcb67492578bd000890da?OpenDocument>】

(2) 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(食安発0719第1号、平成23年7月19日付)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第89号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成23年厚生労働省告示第241号)が公布され、これにより食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。)の一部が改正されました。

①省令関係

食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、ピラジン、1-ペンテン-3-オール、3-メチル-2-ブテナール及び3-メチル-2-ブテノールが省令別表第1に追加されました。

②告示関係

・ 法第11条第1項の規定に基づき、農薬エチプロール、チオベンカルブ、フルベンジアミド及びメフェンピルジエチル並びに農薬及び動物用医薬品イソプロチオランについて、食品中の残留基準が設定されました。

・ 法第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品カラゾロール及びモネパンテルについ

て、食品中の残留基準が設定されました。

- ・法第11条第1項の規定に基づき、ピラジン、1-ペンテン-3-オール、3-メチル-2-ブテナール及び3-メチル-2-ブテノールの使用基準及び成分規格が設定されました。

③施行・適用期日

- ・省令関係 平成23年7月19日
- ・告示関係 平成23年7月19日（一部平成24年1月19日）

【日本食品化学研究振興財団ホームページ

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/ab440e922b7f68e2492565a700176026/2a2555c9144e0881492578d2000e5afe?OpenDocument>】

5.輸出貿易管理令関係

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令等(政令第141号、平成23年5月13日付)

炭化ほう素(含混合物)の許可対象からの除外及びほう素合金(含混合物)の許可対象への追加【輸出貿易管理令別表1の5(19)】等が改正されました。

施行期日 平成23年7月1日

【経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/news_release/110513pressrelease.pdf】